

苫小牧市最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により工事の請負契約並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務の委託契約（以下「工事等」という。）を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）及び苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）第53条第2項の規定により、最低制限価格を設けるときの取扱いについて定める。

(対象工事等)

第2条 最低制限価格の対象となる工事等は、予定価格が500万円以上1億5,000万円未満の工事並びに予定価格が250万円以上1億5,000万円未満の設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「委託業務」という。）のうち苫小牧市行政組織規則（平成10年規則第18号）別表5備考第1項の表ウに掲げる工事を除いたものに係る競争入札を対象とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とする。

(予定価格書への記載)

第4条 最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格書に記載する。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、一般競争入札告示別表又は指名競争入札通知書等適宜の方法で周知する。

(入札の執行)

第6条 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者又は落札候補者とする。

2 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合、最低制限価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

(最低制限価格の公表)

第7条 最低制限価格を設定した入札があったときは、落札者の決定後、速やかに最低制限価格を公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市最低制限価格制度試行実施要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月20日から施行し、同年3月1日以後に工事等入札指名委員会に付議する工事等から適用する。